

救急救命九州研修所 厨房機器（湿温蔵庫）の更新業務 仕様書

1 工事概要

(1) 工事内容

- ①湿温蔵庫（ガラス・両面扉）入替工事1系統（軟水器含む）
- ②既設設備の撤去及び処分

(2) 実施場所

福岡県北九州市八幡西区大浦3丁目8番1号
一般財団法人救急振興財団九州研修所（1階食堂内厨房）

(3) 工期

契約締結日から令和6年2月5日まで（具体的な施工日は別途総務課担当者と調整）

(4) 資材仕様詳細

①湿温蔵庫

名 称： 湿温蔵庫
形式： MEHX-127GWC
必 要 数：各2台
そ の 他：

②軟水器

名 称： 軟水器
形式： RS-10LN
必 要 数：各2台
そ の 他：

※ 上記仕様と同程度の性能で設置をすることも可能とする。

ただし、その場合はカタログ・承認函を提出し、承認を得ること。

2 一般共通事項

(1) 業務実施条件

請負者は、仕様書を基に現地確認し、業務計画書を提出して予め承諾を得ること。

(2) 設置工事

設置工事は、当該製品の指定された工法による。

(3) 製品・性能保証

各製品はメーカーによる保証があるものとする。

(4) 事業費の精算

- ① 各項目の数量は請負者において調査検討、確認の上、見積をすること。
- ② 現場での納まり、取合い等の関係で、工法を変更したり、又はこれらによる多少の数量の増減等軽微な変更がある場合は、発注者の指示によって行うこと。この場合においての請負金額は増減しないものとする。

(5) 現場代理人

請負者は本業務における現場代理人をおくものとする。

(6) 下請負・委任

業務の一部を第三者に請け負わせ又は委任する場合は、予め承諾を得ること。

(7) 業務用電力、水及びその他

この業務に必要な工事用電力は、研修所が提供する。

(8) 危険防止

- ① 現場内の火気の使用は原則として禁止する。喫煙は指定された場所で行うこと。
- ② 物品設置後において、漏電や出火の危険がないか、一定時間作動させて確認を行うこと。

(9) 現状復旧の義務

請負者は、その他の既設物等に損傷を与えた場合、発注者の立会いのもと、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。

(10) 完了検査

業務の完了後、発注者の立会いの上、完了検査を行う。手直しや瑕疵がある場合には発注者の指定した期日までにそれらの業務を完了し、再検査を受けること。

(11) 解体材及び発生材等の処置

- ① 業務で発生したゴミ及び廃材等は生活環境に配慮して收容し、全て場外へ搬出すること。
- ② 解体材及び発生材のうち、特別管理産業廃棄物が発生した場合の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令及び各自治体並びに労働基準監督署等の指導を遵守すること。なお、処理の確認のため産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを工事完了報告書に添付すること。

(12) 納品書

納品書は、以下の内容で2部提出すること。

- ① 納品書
- ② 保証書・取扱説明書
- ③ 作業記録写真